

バリアフリー法に基づく、基本構想の策定や
協議会設置が必要と考えるが

質問者 齋藤成宏

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、住民に最も身近な基礎自治体である町としては、既存インフラのバリアフリー化とユニバーサルデザイン化の推進のため、基本構想を策定する必要がある。また、十分な現場調査と意見反映のため、高齢者、障がい者、交通事業者・労働者などが参加する協議会設置が必要と考えるが。